

福岡県医発第818号（総）

平成15年 7月18日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 関原敬次郎



厚生労働省が行う毎月勤労統計調査（特別調査・第二種事業所調査）
の実施に対する協力について

厚生労働省が指定統計として継続的に実施している標記調査について、日本医師会より協力要請があり、第13回全理事会（H15.7.17）にて協議の結果、本会としてもこの調査に協力することにいたしました。

つきましては、貴会内での対象医療機関より問い合わせ等がございましたら、本調査にご協力いただきますよう貴職よりご高配の程よろしくお願い申し上げます。

なお、

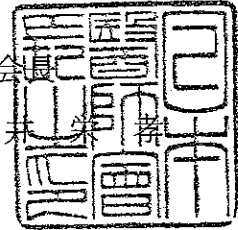
1. 特別調査は、指定地域内の従業員1～4人までを雇用する全国の医療機関を対象に、年1回7月に統計調査員が訪問して行います。
2. 第二種事業所調査（全国調査及び地方調査）は指定地域内の第二種事業所（常用従業員5～29人雇用する事業所）のうち厚生労働省から指定された医療機関が対象で、来年1月から来年6月まで、原則として18ヵ月間連続して統計調査員が訪問して調査を行います。

平成 15 年 7 月 10 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長

坪 井 栄 務



平成 15 年毎月勤労統計調査の協力について（依頼）

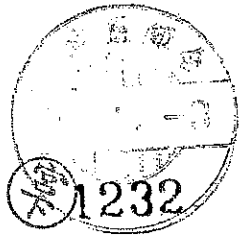
厚生労働省ではわが国の雇用、賃金、労働時間の変動を明らかにするため「毎月勤労統計調査」（指定統計第 7 号）を実施しております。

この度、平成 15 年調査として「特別調査」と「第二種事業所調査」を実施するにあたり「別紙写」にて協力方要請があり、本会は従来通り協力することと致しました。

つきましては、下記の通り関係資料を送付致しますので、貴会におかれましても引き続き本調査にご協力方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 本会宛ての調査協力依頼文書
2. 毎月勤労統計調査要綱
3. 調査票（特別調査及び第二種事業所調査）



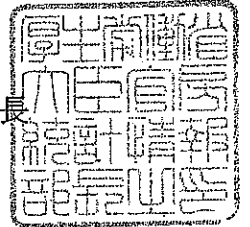
情報企画課

統 発 第 0630009 号

平成 15 年 6 月 30 日

日 本 医 師 会 会 長 殿

厚生労働省大臣官統計情報部長



平成 15 年 毎月 勤労統計調査 特別調査 に対する
調査協力依頼について

「毎月 勤労統計調査 特別調査」(指定統計第 7 号)の実施につきましては、従来から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この調査は、日本標準産業分類の 9 大産業に属し、1 ～ 4 人の労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の変動を明らかにするため、年 1 回 7 月に実施しています。この調査は、日本全国から調査区を指定し(別添「指定調査区市区町村名一覧」)、その調査区に所在する 1 ～ 4 人の労働者を雇用する事業所のすべてを統計調査員が訪問して調査することにより実施しています。

なお、特別調査の調査地域の指定は、調査結果の客観性を確保するために、標本調査理論に基づいて無作為に行っています。

つきましては、貴会会員の事業所のうち医療等を事業内容とする、1 ～ 4 人の労働者を雇用する事業所を調査対象とさせていただくことがありますので、調査の趣旨を御理解の上、周知・協力方格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。



情報企画課



統 発 第 0630010 号

平成 15 年 6 月 30 日

日本医師会会長 殿

厚生労働省大臣官統計情報部長



平成 15 年毎月勤労統計調査（第二種事業所）に対する
調査協力依頼について

「毎月勤労統計調査」（指定統計第 7 号）の実施につきましては、従来から御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この調査は、事業所規模により調査対象事業所を分け、常用労働者を常時 30 人以上雇用する事業所を第一種事業所とし、常用労働者を常時 5～29 人雇用する事業所を第二種事業所として指定しています。このうち、第二種事業所は、年 2 回、1 月と 7 月にそれぞれ約 3 分の 1 の事業所について指定替えを行っています。指定された第二種事業所には、原則として 18 ヶ月間連続で統計調査員が毎月初旬に訪問し、前月の実績について調査を行わせていただいています。

調査に先立ちましては、準備のため、別添「指定調査区市区町村名一覧」に掲げる地域に所在する貴会会員事業所も含めた全事業所を、統計調査員が本年 9～10 月にかけてお伺いいたします。調査対象として指定する第二種事業所は、その中から無作為に選定します。

貴会会員事業所が指定された場合には、来年 1 月分（統計調査員が訪問するのは来年 2 月初旬）から調査を行わせていただくことになります。

つきましては、調査の趣旨を御理解の上、貴会会員事業所への周知・協力方格別の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

毎月勤労統計調査特別調査票

厚生労働省

様式第5号

指定統計第7号

(平成 年 7 月 分)

1 事業所名 (電話)	都道府県 番	調 査 区 番 号	事業所一連番号	※産業分類番号		企業 規模 番号
				大	中	

2 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 (主要なものとは、総収入の最も多いものです。)	3 調査期間は、いつからいつまででしたか。(6月の最終給与締切日の翌日から7月の最終給与締切日までの1カ月間です。)	4 調査期間末日の常用労働者数は何人でしたか。	5 企業(同一会社)に属するすべての事業所の常用労働者数は、何人ですか。 該当する番号を○で囲んでください。
	月 日 から 月 日まで	人	(1) 30人以上 (2) 5～29人 (3) 1～4人

1 氏名又は符号	2 性		3 通勤・通住の別 (注)	4 家族労働者であるかどうかの別	5 年齢	6 勤続年数	7 出勤日数 (1時間でも就業した日は1日に数え、有給休暇は含まない。)	8 1日の実労働時間 (7月中の通常労働時間として休憩時間は除きます。)	9 きまって支給する現金給与額 (毎月同じように支給される給与(税込み)で、残業手当を含む。)	10 昨年の8月1日から今年の7月31日までに特別に支払われた現金給与額(夏季又は年末の賞与、3カ月を超えて支給される給与、ボーナスアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与の総額(税込み)です。毎月まきません。)
	男	女								
1	1	2	1	2	1	2				
2	1	2	1	2	1	2				
3	1	2	1	2	1	2				
4	1	2	1	2	1	2				

常用労働者とは、期間を定めずに、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者及び日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者で前2カ月(5月及び6月)の各月にそれぞれ18日以上貴事業所に雇われた者をいいます。

次の者は除きます。
○事業主又は法人の代表者
○無給の家族従業者

(100円未満は四捨五入してください。)

百万円	十万円	百万円	十万円	百万円	十万円	百万円	十万円	百万円	十万円	百万円	十万円

注) 住込みとは、家族労働者であるかどうかを問わず、事業所の構内又は事業主の住宅内に居住し、常態として食事の提供を受けている者をいいます。

備考	面接者氏名	調査票作成 年 月 日	年 月 日	統 計 調 査 員 印

※印欄は記入しないでください。

1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。
(主要なものとは、総収入の最も多いものです。)

2 調査期間はいつからいつまででしたか。(前月の最終給与締切日の翌日から、本月の最終給与締切日までの1カ月間です。)

3 調査期間中に事業活動を行った日数は何日でしたか。

4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。(貴企業(同一会社)に属する事業所のすべてに雇用される常用労働者数です。)

月 日から 月 日まで

(1) 1,000人以上 (2) 300~999人 (3) 100~299人 (4) 30~99人 (5) 5~29人

常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めて雇われている者
及び臨時又は日雇労働者で、前2カ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の代表者、無給の家族従業者は除きます。
パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。

性別	5 常用労働者数					6 出勤日数		7 実労働時間数 (休憩時間は含めないでください。)		8 現金給与額 (税込み額です。)			(4) 左の特別に支払われた給与の名称及び名称別金額を記入してください。
	(1) 前調査期間の末日は何人でしたか。	(2) 採用、転勤等による増加は何人でしたか。	(3) 解雇、退職、転勤等による減少は何人でしたか。	(4) 本調査期間の末日は何人でしたか。	(5) うち、パートタイム労働者は何人でしたか。	実際に出勤した日の合計は延べ何日でしたか。 (有給休暇は含まない。1時間でも出勤した日は1日に数えてください。)		(1) 所定内労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(2) 所定外労働時間の合計は延べ何時間でしたか。	(1) きまつつて支給される給与の総額はいくらか。 (労働協約、就業規則等に定められている給与です。)	(2) うち、超過労働給与の総額はいくらか。 (残業手当、深夜手当等です。)	(3) 特別に支払われた給与の総額はいくらか。 (盆、暮等の賞与、3カ月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追給分及び支給事由の発生が不確実な給与です。)	
男	人	人	人	人	人	日	時間	時間	時間	百万 千円	百万 千円	百万 千円	①賞与 百万 千円
女													②定昇・ベースアップ等の追給()月分 千円 ③3カ月を超える期間で算定される通勤手当 千円 その他(名称別に金額を記入してください。) ④ 千円 ⑤ 千円
計													
◎ 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。													
うち、パートタイム労働者													

9 変動状況

調査期間中に、次のことがあった場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。

1 定昇を実施した。

2 ベースアップを実施した。

3 操業短縮、一時休業を実施した。

4 休日に操業、営業等の事業活動を行った。

5 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。

6 夏休みなど、週休以外の休日を増やした。

10 備考

本月分の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。

事業所の面接者氏名

調査票作成年月日

年 月 日

統計調査員印

毎月勤労統計調査要綱

1 調査の種類

この調査は、全国調査、地方調査及び特別調査の3種類とする。

2 調査の目的

この調査は、雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあつてはその全国的変動を、地方調査にあつてはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とし、特別調査はこれらを補完することを目的とする。

3 調査の範囲

(1) 地域

日本国全域とする。

(2) 産業

次に掲げる産業とする。

- イ 鉱業
- ロ 建設業
- ハ 製造業
- ニ 電気・ガス・熱供給・水道業
- ホ 情報通信業
- ヘ 運輸業
- ト 卸売・小売業
- チ 金融・保険業
- リ 不動産業
- ヌ 飲食店、宿泊業
- ル 医療、福祉
- ヲ 教育、学習支援業
- ワ 複合サービス事業
- カ サービス業（他に分類されないもの）（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業及び外国公務を除く。）

(3) 事業所

- イ 全国調査及び地方調査
常用労働者を常時5人以上雇用する事業所とする。
- ロ 特別調査
調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所とする。

4 調査対象

(1) 全国調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。

- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「全国調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「全国調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 全国調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。

(2) 地方調査

- イ 調査の範囲に属する事業所の中から、厚生労働大臣が指定する事業所とする。
- ロ 指定は、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所（以下「地方調査第一種事業所」という。）と常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所（以下「地方調査第二種事業所」という。）とに分けて行うこととする。
- ハ 地方調査第二種事業所は、事業所・企業統計調査の調査区の中から選定した調査区内に所在する事業所の中から指定する。
- ニ 全国調査の指定事業所は、必ず地方調査の指定事業所として指定する。

(3) 特別調査

事業所・企業統計調査の調査区の中から厚生労働大臣が指定する調査区内に所在する調査の範囲に属する事業所とする。

5 調査事項

(1) 全国調査及び地方調査

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ロ 調査期間及び操業日数
- ハ 企業規模
- ニ 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数並びに常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額
- ホ 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額
- ヘ パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額
- ト 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項

(2) 特別調査

- イ 事業所名
- ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容
- ハ 調査期間
- ニ 企業規模
- ホ 常用労働者の数
- ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 氏名及び性
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

6 調査期日

(1) 全国調査及び地方調査

毎月末現在（給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与締切日現在）について行う。

(2) 特別調査

毎年、7月31日現在（給与締切日の定めがある場合には、7月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、5の(2)のへのfに掲げる事項については、調査を実施する年の前年の8月1日から、調査を実施する年の7月31日までの期間について行う。

7 調査機関

(1) 都道府県知事は、その管轄区域内の調査に関し、統計法施行令で「雇用、給与及び労働時間の変動を全国的及び都道府県別に明らかにすることを目的とする指定統計」について都道府県知事が行うこととされている事務を行う。

(2) 都道府県知事は、全国調査第一種事業所及び地方調査第一種事業所の事業主に、その事業所の職員の中から記入担当者を設けさせ、調査票の作成の補助及び都道府県知事との連絡に当たらせる。

(3) 全国調査（全国調査第二種事業所に係るものに限る。）、地方調査（地方調査第二種事業所に係るものに限る。）及び特別調査に関して、都道府県に設置される統計調査員は、調査票の作成、提出及び都道府県知事との連絡を行う。

8 調査方法

(1) 全国調査

イ 全国調査第一種事業所の事業主は、様式第1号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。全国調査第二種事業所については、統計調査員が様式第2号の調査票を1部作成し、調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

ロ 全国調査第一種事業所又は全国調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

ハ 都道府県知事は、イ又はロにより提出された全国調査の調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査月の翌月の15日までに厚生労働大臣に提出する。

ただし、ロの規定により提出された調査票は、都道府県知事が審査を終了したときに調査票が厚生労働大臣に提出されたものとみなす。

(2) 地方調査

イ 地方調査第一種事業所の事業主は、様式第3号の調査票を2部作成し、1部を

控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。地方調査第二種事業所については、統計調査員が様式第4号の調査票を2部作成し、1部を控えとして事業所に保存し、1部を調査月の翌月の10日までに都道府県知事に提出する。

- ロ 地方調査第一種事業所又は地方調査第二種事業所の事業主等は、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と、申告をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して申告することができる。

この規定により申告された場合は、当該電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに調査票が都道府県知事に到達したものとみなす。

(3) 特別調査

- イ 統計調査員は、厚生労働大臣が指定した調査区内の調査対象事業所について、様式第5号の調査票を1部作成し、調査を実施する年の9月10日までに都道府県知事に提出する。
- ロ 都道府県知事は、統計調査員から提出された調査票を審査し、これを取りまとめの上、調査を実施する年の9月30日までに厚生労働大臣に提出する。

9 集計事項

(1) 全国調査

次の事項について全国集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行う。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

- ハ 毎年9月分について、次の集計を行う。

第3表 産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数

(2) 地方調査

次の事項について都道府県別に集計を行う。

イ 毎月集計する事項

第1表 産業、規模、性・就業形態別月末常用労働者数、増加・減少常用労働者数、一人平均月間出勤日数、労働時間内訳別一人平均月間実労働時間数及び給与内訳別一人平均月間現金給与額

- ロ 毎年夏季（6月、7月及び8月を合算）及び年末（11月、12月及び1月を合算）の賞与について、次の集計を行うことができる。

第2表 産業、規模別一人平均賞与支給額、賞与支給事業所数割合、賞与支給労働者数割合及び一人平均賞与支給月数

(3) 特別調査

次の事項について集計を行う。

イ 全国集計する事項

第1表 産業、企業規模、性、通勤・住込み、家族・家族以外の別平均年齢、平均勤続年数、一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

第2表 産業、性、年齢階級、勤続年数階級、通勤・住込み、家族・家族以外の別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数（企業規模1～4人）

第3表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、月間きまって支給する現金給与額階級別常用労働者数

第4表 産業、企業規模、性、年齢階級、通勤・住込み、家族・家族以外、1日の実労働時間数階級別一人平均月間きまって支給する現金給与額及び常用労働者数

ロ 都道府県別に集計する事項

第5表 産業、性別一人平均1日の実労働時間数、一人平均月間出勤日数、一人平均月間きまって支給する現金給与額、一人平均年間特別に支払われた現金給与額及び常用労働者数

10 集計方法

(1) 全国調査及び特別調査

集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部において行う。

(2) 地方調査

イ 集計は、都道府県統計主管課において行う。

ロ 都道府県知事は、集計が完了したときは、結果原表を作成し保管するとともに、その写を11の(2)のイの規定に基づく公表前であって、調査月の翌々月の10日までに厚生労働大臣に提出する。

11 結果公表の方法及び期日

(1) 全国調査

イ 厚生労働大臣は、毎月集計する事項のうち、主要なものは調査月の翌々月10日までに毎月勤労統計調査全国調査結果速報として公表し、その他の集計事項については、集計完了次第公表する。

ロ 集計結果の詳細な事項は、毎月勤労統計調査全国調査結果報告として公表するとともに、その概要を最近の労働統計調査月報に掲載する。

(2) 地方調査

イ 都道府県知事は、毎月集計する事項のうち、主要なものは、調査月の翌々月中に毎月勤労統計調査地方調査結果速報として公表し、その他の集計事項は、集計完了次第公表する。

ロ 厚生労働省大臣官房統計情報部長は、地方調査の結果をとりまとめの上、毎月勤労統計調査地方調査結果報告として公表する。

(3) 特別調査

厚生労働大臣は、調査結果について、毎月勤労統計調査特別調査結果報告として、調査を実施した年内に公表する。

12 関係書類の保存期間及び保存責任者

(1) 保存期間

調査票又は調査票を収録した磁気媒体は、3年とする。

全国調査及び特別調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は永久とし、地方調査の結果原表又は結果原表を収録した磁気媒体は10年とする。

(2) 保存責任者

全国調査及び特別調査の調査票及び結果原表は、厚生労働大臣とする。地方調査の調査票及び結果原表は、都道府県知事とする。

13 その他

この要綱に基づく調査は、平成14年10月1日から実施し、旧要綱は、平成14年9月30日をもって廃止する。